

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	令和4年度第2回入間市環境審議会
開 催 日 時	令和4年6月20日(月) 午前10時30分開会・午後0時05分閉会
開 催 場 所	入間市役所B棟5階 全員協議会室
議 長 氏 名	黒瀧 孝秀
出席委員(者)氏名	相葉 学、伊藤 雅道、加治 隆、川名 千鶴子、黒瀧 孝秀、 斎藤 令子、高村 賢二、手島 吉紀、永井 健一、中村 巖、新 関 隆、平塚 基志、森 友和
欠席委員(者)氏名	篠塚 玲子、中島 毅
説明者の職氏名	生活環境課長 浅川 英雄 生活環境課主幹 廣瀬 光太郎
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	1 開会 2 会長挨拶 3 議題 入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(案)に ついて (1) 各条例項目について (2) 付帯意見について 4 閉会
非 公 開 理 由	なし
傍 聴 者 数	0名
配 布 資 料	資料1 太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(案)につい て 資料2 入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(案) 資料3 令和4年度入間市環境審議会スケジュール
事務局職員職氏名	【環境経済部】 部長 原嶋 裕子、次長 横田 一洋、 副参事(脱炭素・資源循環担当) 中村 慧 【エコ・クリーン政策課】 課長 竹廣 由美、主幹 松落 義夫、主査 西村 卓也、 主事 関根 千紘 【生活環境課】 課長 浅川 英雄、主幹 廣瀬 光太郎
会議録作成方法	要点筆記

会 議 録 (2)

議 事 の 概 要 (経 過) ・ 決 定 事 項

【議題】

入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（案）について

- (1) 各条例項目について
- (2) 付帯意見について

事務局より次の点について説明し、意見交換を行った。

[説明内容]

- ・ 前回の審議会で出された意見（概要）について
- ・ 条例（案）に規定する項目について
- ・ 条例（案）における重要事項として、抑制区域について
 - ①抑制区域の範囲について
 - ②抑制区域内での10kW未満の発電事業の可否について

以上

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
司会 (松落主幹) 黒瀧会長	(委員及び事務局の発言が行われた部分のみ記述する。) (開会) (あいさつ)
司会 (松落主幹)	これより議題に移ります。審議会については、情報公開条例に基づき、基本的に「公開するもの」と定められております。各支所の掲示板等に掲載して傍聴者の募集を行いましたが、傍聴を希望される方はいらっしゃいませんでした。 それでは、入間市環境審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長になる旨が定められておりますので、以降の進行を、黒瀧会長よろしくお願いいたします。
黒瀧会長	本日の出席委員は13名です。入間市環境審議会条例第6条第2項の規定に基づき、委員の半数以上が出席されておりますので、本審議会は成立します。 ただいまより議事に入ります。入間市太陽光発電設備の設置等に関する条例(案)について事務局から説明をお願いします。
事務局 (廣瀬主幹)	(説明を行う)
黒瀧会長	今回の審議会で検討いただきたい点が2点ということで、1点目が抑制区域の範囲が適正なのかということ、2点目が現状の条例案では10kW未満の設備は、抑制区域内でも設置ができるということについて、規制の範囲をどのようにしたらいいのかということでした。 この2点について審議させていただきたいと思います。これに関係ない話については、この2点の審議の後で伺いたいと思います。まず、区域の

発 言 者	発 言 内 容
中村委員	<p>範囲についてご意見を申し上げます。</p> <p>抑制区域の面積は入間市内のどれくらいの割合なのでしょうか。</p>
浅川課長	<p>区域案としてエリア分けをしたところであり、面積の算定はしていません。</p>
中村委員	<p>地域の住民に、どうやって説明をするのでしょうか。対象の方に説明すればおしまいということによろしいのでしょうか。</p>
黒瀧会長	<p>付帯意見の話になると思いますので、付帯意見で申し上げます。</p>
森委員	<p>洪水で壊れたままにされるということがあるので、水害のある所を外した方が良いのではないのでしょうか。</p>
黒瀧会長	<p>抑制区域に水害等の区域に指定された地域を加えた方が良いと言う意見がありましたが、ご意見を申し上げます。</p>
中村委員	<p>入れた方がよいと思います。</p>
黒瀧会長	<p>この区域は土砂災害区域とは違いますか。</p>
浅川課長	<p>土砂災害警戒区域は法律に定められた土砂災害の予想されるエリアです。河川区域も抑制区域に入っていますが、森委員のおっしゃった災害が予想される区域については入っていません。</p>
森委員	<p>水害が起こると、パワーコンディショナー等の機械が壊れることになり</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>ますが、恐らく業者は放っておくことになります。そうした場合、お互い危険があるので、設置を遠慮してもらいたいと思います。</p>
永井委員	<p>洪水が予想される区域を加えた場合、設置できるエリアがどの位かということが分からないと、判断が難しいです。</p>
黒瀧会長	<p>ハザードマップはありますか。</p>
事務局	<p>用意しますのでお待ちください。</p>
黒瀧会長	<p>それでは、他のご意見はありますか。</p>
平塚委員	<p>大きな方向としては、ゼロカーボンという市が掲げている目標があって、その中で、再エネをどうやって入れていくかというアクセルの部分があると思います。今回は、抑制、規制とブレーキを踏むことになり、大きな方向に相反しかねないので、バランスのとり方を考えていく必要があると思います。</p> <p>今回、抑制区域を見て、多くの部分は茶畑だと思いました。加治丘陵、狭山丘陵は傾斜もあるため、現実的じゃなく、平地が多い茶畑が、太陽光パネルのコンディションとしてはいいのかなと思います。</p> <p>このあたりについては、土地所有者の方がどう考えているのか分からないので、本日、中島委員からお茶の団体の方の意見が聞けると思っていたのですが、欠席されているので、そういった方の意見を聞いてみるのもいいのではと思います。</p> <p>ネット等を見ても、ソーラーシェアリングとして茶畑に太陽光パネルを設置している方がたくさんいるので、問題点を調べてもいいのではないのでしょうか。</p>

発 言 者	発 言 内 容
黒瀧会長	<p>太陽光パネルの考え方について、景観か電気なのかと言うのは、世代によって違うと思います。再エネを導入しないと未来が危ないと思っている次世代の人達は、意見が違うと思います。</p> <p>中島委員の意見については、伺っているので、ここで代読をさせていただきます。</p> <p>(中島委員意見)</p> <p>これからの時代ますます自然エネルギーの活用が必要と感じます。但し、設置場所、費用、管理などしっかりと見定める必要があると思います。</p> <p>他県の山間地、茶畑、またその跡地に設置しているのを多々見かけております。その中には、山を切り崩したところに設置してあったり、管理が杜撰で役目が果たせてないようなものも見かけます。また設置したことにより水の流れが変わり民家に水が流れ込むという話も聞いております。茶畑が広がる金子の大地、加治丘陵などの設置は現状では難しいと感じます。茶業界も高齢化となり管理ができなくなる方が多く、年々、放棄畑が多くなっております。その土地の有効活用としては良いことかもしれませんが、それも場所によります。広大な景色を守りつつ、大地の真ん中というよりも外れから徐々に設置していければと思います。様々なことを精査し、時代に取り残されないよう着手する必要があると思います。</p> <p>以上が中島委員からのご意見でした。</p>
事務局	(防災マップを配布)
浅川課長	こちらのハザードマップで、浸水深さと河川が浸食されるところが示さ

発 言 者	発 言 内 容
齋藤委員	<p>れているので、この部分について検討させていただきたいと思います。範囲はそれほど広くないと思います。</p> <p>このエリアに住んでいますが、何年か前にかかなりの水位になり、車や給湯器など、かなりダメになった方がいたので、外しておいた方がいいと思います。</p>
黒瀧会長	<p>水害のエリアについて、抑制区域に入れて頂きたいという意見が多いようですが、反対意見はございますか。</p> <p>(意見なし)</p>
黒瀧会長	<p>無いようですので、審議会としては、洪水のハザードマップに記載されている区域を抑制区域に入れてもらいたい、という意見としたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全会一致)</p>
黒瀧会長	<p>では、加える様にご検討をお願いします。</p> <p>他に意見はありますか。</p>
新関委員	<p>加治丘陵のことなのですが、広域で連携している自治体の現状と、特に飯能市の対応について、どのような状況か、分かれば教えてください。</p>
浅川課長	<p>飯能市側でも、入間市同様に条例化を検討中というところまで聞いています。</p>

発 言 者	発 言 内 容
新関委員	<p>設置できる場所を見ていくと、市街化調整区域の方に少し可能性があると思うのですが、先に飯能市の広い範囲で共有する場合など、連携を取ってやられるといいと思います。</p>
黒瀧会長	<p>他の市とつながっているようなところについて、他市との連携などについて検討していただくということによろしいでしょうか。後ほどの付帯意見で議論としてください。</p> <p>他の意見はありますか。</p> <p>(なし)</p>
黒瀧会長	<p>それでは、抑制区域については、先程の防災ハザードマップに記載されている洪水区域を追加していただきたいという意見を審議会意見とさせていただきます。</p> <p>続いて審査事項の2個目ですが、10kW未満だと抑制区域でも設置できるとなっていますが、規制の範囲をどのようにすればいいのかという意見を伺います。</p> <p>ちなみに合算して10kW以上になる場合は規制の区域になるという事です。</p> <p>ご意見がある方は挙手にてお願いします。</p>
永井委員	<p>10kWは、事業として成り立つのか分かりませんが、ちょっと離れたところに点々と設置して大きな出力にする、ということをされる可能性があるのであれば、抜け道になるのでできないようにした方が良くと思います。</p>
黒瀧会長	<p>抑制区域内では、小規模なものについても規制をかけるべきではないか</p>

発 言 者	発 言 内 容
新関委員	<p>と言う意見でしたが、これに対して意見をお願いします。</p> <p>小さいものが点々として設置される場合、目に見えない形でつながるので、それを無いようにするというのは大変なのではないでしょうか。</p>
黒瀧会長	<p>合算で規制がかかると言っても、合算で10kWを超えるようなものの監視はできるのかということについて、どうですか。</p>
浅川課長	<p>今の想定として、事業の連結性をどう見るかということだと思いますが、毎年や、数カ月ごとに同じ事業者が出してくる場合であれば分かると思いますが、数年空いたりする場合は、事業の連結性を見るのは非常に難しいと思います。ただし、近くであれば、分かると思います。</p> <p>そういった状況を踏まえてご意見いただければと思います。</p>
新関委員	<p>抑止効果は期待できると思います。</p>
斎藤委員	<p>10kW未満の場合は対象外だとすると、届出も不要となり、把握ができないのではないのでしょうか。どうするのでしょうか。</p>
浅川課長	<p>事前協議というものがあり、届出は無くても、事前協議は必要となるためそこで把握していくことになります。</p>
高村委員	<p>平塚委員の話でありましたように、エネルギーの問題と、景観の問題だと思うのですが、OKとしてしまうと、施設ができてしまうということだと思うので、抑制区域ですから制限した方がいいと思います。</p>
中村委員	<p>一人で何カ所も設置可能と言うのは、問題なのではないのでしょうか。</p>

発 言 者	発 言 内 容
手島委員	<p>抑制区域には、景観などの理由があつて、1カ所ならいいと思いますが、何か所も設置可能ということは賛成しかねる。</p>
手島委員	<p>抑制区域は土砂災害や、保全区域もある。そういったことを考えると、10kW未満でも届出をさせて、市が把握する制度にしておいた方が良くと思います。</p>
黒瀧会長	<p>届出の必要がありますということで、設置までは禁止しないということによろしいですか。</p>
手島委員	<p>10kW未満でも何らかの抑制は必要だと思います。抑制の内容は、簡易的な届出などでもいいと思います。</p>
黒瀧会長	<p>他の意見がないようでしたら、審議会の意見をまとめたいと思います。</p> <p>事務局案のままで賛成の方（2名挙手） 事務局案に反対の方（9名挙手）</p> <p>抑制区域内では10kW未満であっても何らかの規制の対象にした方が良くということによろしいですか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>規制の内容について、設置不可とまでは言いませんが、何らかの規制が必要と言う事で審議会の意見とします。</p> <p>それでは、重要事項に対しての審議会意見をまとめます。</p>

発 言 者	発 言 内 容
手島委員	<p>抑制区域の範囲については、ハザードマップで規制されている水害の区域を追加してもらいたいということ。</p> <p>規制の範囲については、抑制区域内において10kW未満の設置であっても何らかの規制の対象にするとということ。</p> <p>以上を審議会の意見とします。</p> <p>その他のところでご意見を頂きたいと思います。</p> <p>市長の同意の条件について、事業者が提出した書類で判断するとしていますが、例えば、住民説明会の結果や、他自治体の公表に該当していないか、など、事業者が提出した書類以外でも審査してもらいたいと思います。</p> <p>この条例の対象に自家使用は入るのでしょうか。</p>
浅川課長	<p>自家使用も場合によっては含みます。</p>
手島委員	<p>条例では、事業を行うものとしているので、対象を見直した方がいいと思います。</p>
平塚委員	<p>抑制区域で、防霜ファンを回すために設置する場合は、条例の対象外にならないのでしょうか。</p> <p>例えば軽トラ置き場のようなものの上に設置した場合はどうなのでしょうか。</p>
浅川課長	<p>まず、建築物の上につかない場合、対象になる可能性があります。建築物の上に設置する場合は、規制の対象になりません。</p>

発 言 者	発 言 内 容
森委員	<p>(持参資料を配布)</p> <p>太陽光のパネルから50mと言う距離について、400mあってもかなり光って見えると言う写真です。なぜこれが気づいたかと言うと、豊水橋の周りの木が切られているからです。</p> <p>入間市駅の北口の区画整理で大木が切られています。台風の影響だと思うのですが、老木が切られて、緑がどんどん減っている。太陽光パネルによって緑が置き換わるということは、入間から緑がなくなってしまうと言うことで、ゼロカーボンにも反することだと思っています。</p> <p>入間市の気温がどんどん上がっている。太陽光パネルで生み出したエネルギーでエアコンを使い都市の気温が高くなる、そういったことを考えて欲しい。</p> <p>太陽光パネルの廃棄問題もある。資源エネルギー庁のアンケートでもほとんどの方が廃棄費用を用意していないという結果が出ているので、こういったことも考えながら太陽光パネルの推進を考えて頂きたい。</p>
黒瀧議長	<p>付帯意見の1点目が、生活環境に影響を及ぼさないように基準を見直して欲しい。</p> <p>2点目が太陽光発電設備の設置にあたっては、緑地の確保を配慮してもらいたい。</p> <p>この2点の意見がありました。この意見に対してご意見はありますか。</p>
手島委員	<p>反射光について、夏ではかなり熱くなるのではないのでしょうか。例えば、反射光の届く範囲を提出させるなどの対策をとる必要があると思います。事前にわかる事が大事だと思うので、良く検討していただきたいと思います。</p>
森委員	<p>長距離だと、当たる時間が短いので、熱はあまり発生せず、裁判では生</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>活環境が破壊されたとまで判断されないケースが多いです。ただし、こう いった問題が出ているのも事実ですので、行政の指導として十分な配慮を お願いしたいという意見です。</p>
中村委員	<p>地域の住民の方に説明会をするということですが、説明をすればいいと 言うことなのでしょうか。住民説明については、賛成が得られるような形 で事業者の説明していただきたいと思います。</p>
黒瀧会長	<p>ただいま、森委員、手島委員、中村委員のご意見を反映して、付帯意見 としたいと思います。</p> <p>次回の審議会で答申書を作成することになりますので、まずは、答申案 を作成した上で、次回、改めて皆様に意見を伺い、審議したいと思いま す。</p> <p>他にご意見はございますか</p> <p>(意見なし)</p> <p>以上で議題は終了しましたので、議長の座をおろさせていただきます。 ご協力ありがとうございました。</p>
司会 (松落主幹)	<p>では、続きまして事務局より事務連絡がございます。</p>
事務局	<p>(令和4年度入間市環境審議会スケジュールについて説明)</p>
司会 (松落主幹)	<p>最後に川名副会長から、閉会のご挨拶をお願い致します。</p>
川名副会長	<p>(閉会のあいさつ)</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。</p> <p>令和4年7月25日</p> <p>議 長 の 署 名 黒 龍 孝 彦</p> <p>議長が指名した者の署名 川 名 千 鶴 子</p>